

新型インフルエンザ等対策業務計画

2025年4月

中部電力株式会社

中部電力パワーグリッド株式会社

中部電力ミライズ株式会社

目 次

第1編 総則	1
第1節 本計画の目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 業務計画の運用	1
第2編 実施体制	2
第1章 平常時の体制	2
第2章 発生時の体制	2
第1節 新型インフルエンザ等対策体制の発令等	2
第2節 権限の行使	4
第3節 対策本部の分掌	4
第4節 指揮命令系統および情報連絡の経路	4
第5節 情報収集・共有体制、関係機関との連携	5
第6節 職務の代行	5
第3編 感染対策の検討・実施	5
第1章 従業員等への感染予防および事業場内での感染拡大防止対策	5
第2章 海外勤務、海外出張する従業員等への感染予防のための措置	6
第4編 重要業務の継続	7
第1章 発生時の要員計画に関する基本方針	7
第2章 重要業務の選定	7
第1節 業務分類	7
第2節 重要業務の選定	7
第5編 その他	9
第1章 関係機関等との調整	9
第2章 教育・訓練	9
第3章 業務計画の見直し	9

第 1 編 総則

第 1 節 本計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下「業務計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 9 条に基づき、新型インフルエンザ等発生時においても、従業員等の人命尊重を最大限考慮するとともに、安全確保を最優先として電力を安定的に供給していくために、中部電力株式会社（以下「中部電力」という。）、中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力 P G」という。）、および中部電力ミライズ株式会社（以下「中部電力ミライズ」という。）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。なお、新型インフルエンザ等発生時には、中部電力が中心となり、中部電力 P G、中部電力ミライズ（中部電力 P G と中部電力ミライズを合わせて、以下「事業会社」という。）と連携して新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）の本店、本社および支社に各統合本部を設置し、3 社が一体となった体制を構築する。

第 2 節 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、従業員等の健康を確保しつつ、電力を安全で安定的に供給するために必要な業務を、適切な意思決定に基づき継続することが求められる。

新型インフルエンザ等発生時には、多くの従業員等が、本人の罹患や家族の看病、感染者との濃厚接触に伴う外出自粛等により、欠勤することが考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な物資やサービスの確保が困難になる可能性がある。

このため、従業員等の生命・健康を守りつつ、必要な業務を継続するためには、職場における感染対策を徹底するとともに、不要不急の業務を縮小・休止し、電力の安定供給を始めとする事業を継続するため、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。

第 3 節 業務計画の運用

1 業務計画策定の前提となる被害状況の想定

新型インフルエンザ等が発生した場合、全人口の 25% が罹患し、一つの流行の波が約 8 週間続き、その後流行の波が 2 ～ 3 回繰り返すと考えられている。

社会・経済的な影響として、ピーク時（約 2 週間）には、従業員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員等の最大 40% 程度が、欠勤することが想定される。

また、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。さらに、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等が不足するおそれもあり、様々な場面で大きな影響が予想される。

中部電力および事業会社においてもこれらの社会的・経済的な影響のもと、従業員等の最大40%程度が欠勤することを想定した対応が求められる。

第2編 実施体制

第1章 平常時の体制

新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項、従業員の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染防止用品の備蓄を始めとする感染対策を十分に実施する。

また、社会機能維持に関わる事業者として、常に継続が必要な業務および発生段階に応じて事業の縮小や休止が可能な業務の選定を行い、それぞれに必要な要員の確保に向けた検討を行う。

なお、中部電力および事業会社の各部署は、業務に関連するグループ会社等に対して、新型インフルエンザ等流行時の協力体制や業務の縮小・休止における対応について相互理解を図る。

第2章 発生時の体制

第1節 新型インフルエンザ等対策体制の発令等

新型インフルエンザ等の国内発生のおそれがある場合、または発生した場合は、これに対応するため、危機管理体制を発令し、本店を始め各事業場に対策本部を別表1-1～3のとおり設置する。

また、中部電力の本店対策本部は、事業会社の本店社対策本部を統合する対策組織として、本店統合本部を別表2のとおり設置する。また、中部電力P Gの支社対策本部は、中部電力水力センターおよび中部電力ミライズ地域営業本部の対策本部を統合する支社統合本部を設置する。

なお、体制の発令基準は、原則、下表のとおりとし、社内外の状況を勘案し発令する。

対策体制の種類	発 令	主な対応内容	(参考) 国における 発生段階区分
準備体制	政府からの海外発生の公表に基づいて、対策本部を設置するとともに、「準備体制」を発令する。	・準パンデミック体制移行の業務縮小に向けた準備・計画 ・感染防止対策の開始	第1段階 (初動期)
準パンデミック体制	政府からの国内発生の公表および社内外の状況を勘案し、「準パンデミック体制」を発令する。	・継続が必要な業務に特化する前の業務を実施 ・出社制限の開始 ・感染防止対策の強化	
パンデミック体制	政府対策本部の設置および社内外の状況を勘案し、「パンデミック体制」を発令する。	・継続が必要な業務への特化 ・感染防止対策の継続強化	第2段階 (対応期)
立て直し体制	政府対策本部の廃止または従業員等の感染者が減少し、欠勤比率が数%にとどまっていると判断できる場合は、「立て直し体制」を発令する。	・通常業務への立て直し ・出社制限の解除 ・感染防止対策の継続	—

- 1 中部電力総務部長は、政府からの海外発生の公表を受け、準備体制の発令を中部電力社長へ上申し、同社長がこれを決定する。
- 2 準備体制以降、上記のとおり政府の公表および社内外の状況を勘案し、中部電力社長は、対策体制の移行を決定する。
- 3 政府の対策本部が廃止されるなど新型インフルエンザ等対策の必要がなくなったと認められるときは、中部電力社長が対策体制の解除・通常体制への移行を発令する。なお、引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報収集を行い、流行の第二波に備えるものとする。

第2節 権限の行使

- 1 対策本部が設置された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は、対策本部のもとで行う。
- 2 対策本部が設置された場合、対策本部の長は、自己の職務に与えられた権限を行使して活動する。
ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。
なお、権限外の事項については、行使後すみやかに所定の手続きをとる。
- 3 対策本部の長が、新型インフルエンザ等の対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行についてあらかじめ定めておく。

第3節 対策本部の分掌

対策本部は、次の各号に定める事項について分掌し、国内発生に備え、必要な措置を講じる権限を有する。

- 1 従業員の健康管理に関する事項
- 2 重要業務要員の確保および動員に関する事項
- 3 支社等相互間の応援および社外からの応援に関する事項
- 4 電力等の安定供給に関する事項
- 5 所要資機材・燃料の調達、輸送に関する事項
- 6 電力等の安定供給に必要なグループ会社等との業務連携体制に関する事項
- 7 相互連絡体制および情報の収集に関する事項
- 8 事業場閉鎖措置に関する事項
- 9 国、県、市町村等との連携に関する事項
- 10 お客さま、報道機関等の社外への情報提供等に関する事項
- 11 その他事業の継続に関する事項
- 12 その他必要な事項

第4節 指揮命令系統および情報連絡の経路

対策本部が設置された場合の指揮命令系統および情報連絡の経路は、別表3のとおりとする。

第5節 情報収集・共有体制、関係機関との連携

国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報については、必要に応じて、世界保健機関（WHO）等の国際機関、厚生労働省、外務省等の政府機関や地方公共団体から入手するとともに、電気事業連合会を始めとする各種事業団体、関係企業、および関係する所管官庁や地方自治体と適切に情報交換を行うよう努める。また、得られた情報は必要に応じて、新型インフルエンザ等対策の見直しに役立てるとともに、従業員等に対しても迅速かつ適切に周知する方法を整備し、活用する。

第6節 職務の代行

業務上の意思決定者が罹患する場合も想定し、意思決定が滞ることがないように、予め職務の代行について定めておく。

第3編 感染対策の検討・実施

第1章 従業員等への感染予防および事業場内での感染拡大防止対策

従業員等への新型インフルエンザ等感染予防のため、政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いに応じ、備蓄している感染予防品を配付することとし、必要に応じて以下の対策を講ずる。

また、政府対策本部の決定に基づき、特定接種を迅速に受けられるよう対策を講ずる。

なお、特定接種の有無に関わらず、電力の安定供給を始めとする必要な業務の継続に努める。

1 個人における感染対策

- ・ うがい・手洗い・咳エチケットの徹底
- ・ 不特定多数の人が集まる活動および外出の自粛
- ・ 自覚症状（発熱・咳・全身倦怠感等）があった場合における検温を含めた体調確認の徹底
- ・ 感染発生国・地域またはすべての国・地域への私事旅行の自粛または中止
- ・ その他感染発生状況に応じた事項

2 通勤における感染対策

- ・ 公共交通機関利用時のマスク着用
- ・ 時差勤務・テレワークの活用
- ・ 通勤手段の見直し（自転車・自家用車・徒歩等）
- ・ その他感染発生状況に応じた事項

3 職場における感染対策

- ・ 外出およびお客さま対応業務に従事する者のマスク着用等の徹底
- ・ 感染発生国・地域への海外出張の原則禁止
- ・ イベント・研修の中止
- ・ 対面会議および来客対応の自粛
- ・ 国内出張の自粛または中止
- ・ 感染または感染が疑われる従業員等への対応（出社見合わせ、隔離場所への移動）
- ・ その他感染発生状況に応じた事項

4 事業場等への入館制限

- ・ 事業場における部外者の入館制限の検討・実施

5 感染防止用品

- ・ 感染防止用品の備蓄と在庫管理を行う。

6 業務委託先等への感染防止対策の要請

- ・ 事業継続にかかわる業務委託契約部署による、業務委託先等に対する中部電力および事業会社の感染防止対策の周知および業務委託先等における感染防止対策の実施の要請

7 特定接種

- ・ 特定接種実施医療機関の選定・契約締結
- ・ 特定接種の接種対象者の選定および予防接種に関する説明・同意に基づく名簿の作成
- ・ 特定接種実施医療機関での接種

第2章 海外勤務，海外出張する従業員等への感染予防のための措置

海外勤務，海外出張する従業員等およびその家族への感染を予防するため，本店対策本部は政府の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ，その流行の度合いを考慮し，必要に応じて，以下の対策を講ずる。

- 1 外務省等の情報に基づき，従業員等に対し，感染発生国・地域への出張を原則禁止するとともに，その国・地域に赴任している海外渡航者等を原則としてすみやかに帰国させるよう指示する。

なお，上記に抛り難い場合または帰国するほうが危険と判断される場合等については，現地の安全と考えられる場所に待機・避難するよう指示する。

- 2 新型インフルエンザ等が日本国内から感染発生した場合については，海外渡航者等に対し，無理な帰国はさせず，現地の安全と考えられる場所に待機・避難するよう指示する。

第4編 重要業務の継続

第1章 発生時の要員計画に関する基本方針

中部電力および事業会社は、従業員等の健康を確保しつつ、電力を安全で安定的に供給するため、適切な意思決定に基づき、新型インフルエンザ等対策に関する業務を優先的に実施するとともに、電力の安定供給に必要な業務および事業の継続に必要不可欠な業務を継続するための必要な要員を確保する。

第2章 重要業務の選定

第1節 業務分類

新型インフルエンザ等発生時における各種業務の仕分けや、業務を縮小・休止する場合の勤務形態について検討する際には、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案する。

第2節 重要業務の選定

1 業務区分の基本的な考え方

新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染対策等）および新型インフルエンザ等対策政府行動計画や新型インフルエンザ等対策ガイドラインに示されている、電力の安定供給の継続に必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とする。

また、業務の縮小・休止による国民生活および国民経済の安定に与える影響の大きさや企業経営上の不可欠性等を考慮した、事業継続に必要な業務を「優先業務」とし、新型インフルエンザ等対策業務と合わせて、「重要業務」と定め、下表のとおり分類する。

業務区分		業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	新型インフルエンザ等発生時対策業務（感染対策等）
		電力の安定供給維持や緊急時対応，社会情勢を考慮し継続が必要な業務 ・ 運転監視業務 ・ 電力の安定供給維持に係る業務 （電力設備の保守・点検，燃料・資機材調達，電力取引） ・ 緊急時対応 ・ 制御系および事務処理システムの運用保全業務
	優先業務	・ 緊急時対応 （広報・営業部門，間接部門が実施する業務） ・ 社会情勢，社会要請への対応 （最小限のお客さま対応，出納業務等）
縮小・休止が可能な業務		上記以外の業務

2 業務を遂行するにあたっての要員確保の考え方

当該業務に必要な最少の要員により，業務を遂行することを基本とし，勤務形態の変更や他事業場からの応援などにより確保する。なお，感染者が発生した場合に備え，交代要員との連絡体制を維持する。

3 業務区分毎の発生段階別の適用

業務の縮小・休止については，原則，下表の基本的考え方に基づき，本店統合本部において決定し，実施するものとする。

ただし，感染状況に応じて，国における発生段階に関わらず，管内各県の発令状況や本部の指示に基づき，業務の縮小・休止を判断し，各対策本部は臨機に対応する。

		前段階	第一段階		第二段階			後段階
国における発生段階		準備期	初動期		対応期			—
感染スピード（目安）		—	0～	2週間後	4週間後～	6週間後～	8週間後～	—
社内想定欠勤率		—	—	0～	20%程度	40%程度	20%程度	数%
社内体制		—	準備体制	準パンデミック体制	パンデミック体制			立て直し体制
業務区分	重要業務	通常	通常	通常	必要最少要員での業務継続			通常
	縮小・休止業務	通常	休止準備	社会情勢を踏まえ、段階的に縮小・休止				順次再開

第5編 その他

第1章 関係機関等との調整

業務遂行上関係のある他の電力会社、グループ会社等、関係省庁、地方自治体、その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

第2章 教育・訓練

従業員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、非常時を想定した教育・訓練等を定期的に行う。

また、国および地方公共団体等が実施する訓練には、積極的に参加する。

第3章 業務計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、国の新型インフルエンザ等対策行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務計画の修正を行う。

(別表 1-1)

中部電力本店対策本部の構成および任務

本部長 社長 副本部長 副社長	
班 名	任 務
本部統括班	本部の設営・運営，会議運営，官庁報告，関係情報の収集，本部指令・本部情報の伝達，各部および管下対策本部との連絡・調整，従業員等への情報周知，他の班に属さない事項
厚 生 班	感染防止対策の実施，救護・衛生活動およびその支援，休務者の把握，従業員等およびその同居家族等の感染・感染の疑い・濃厚接触状況の確認，食糧・寝具の手配，その他従業員等への対策 車両用燃料の給油店への確認，中電ビルの機能保持，その他庶務事項
対外情報班	対外発表資料の作成および発信，報道機関対応，関係各所からの情報収集
対内情報班	グループ会社との連絡・調整，情報収集 海外事務所等との連絡・調整，情報収集
設備運用班	各設備：各設備・状況の把握，運転要員等の把握，代替要員の投入・人員融通計画等の立案，社外協力体制の調整 調達：所要資機材の調達・輸送 I T システム：システムの機能維持

(注) 本店管轄事業場および支店社等の事業場については、本店に準じ事業場の長が個別に決める。

本部長の代行者は副社長から選任し、代行順位を決める。

(別表 1 - 2)

中部電力 P G 本社対策本部の構成および任務

本部長 社長 副本部長 副社長	
班 名	任 務
本部統括班	本部の設営・運営，会議運営，官庁報告，関係情報の収集，本部指令・本部情報の伝達，各部および支店等本部との連絡・調整，情報収集，従業員等への情報周知，他の班に属さない事項
厚生班	感染防止対策の実施，救護・衛生活動およびその支援，休務者の把握，従業員等およびその同居家族等の感染・感染の疑い・濃厚接触状況の確認，食糧・寝具の手配，その他従業員等への対策 車両用燃料の給油店への確認，中電ビルの機能保持
対外情報班	対外発表資料の作成および発信，報道機関対応，関係各所からの情報収集
設備運用班	各設備：各設備・電力系統運用状況の把握，運転要員等の把握，代替要員の投入・人員融通 計画等の立案，社外協力体制の調整 調達：所要資機材の調達・輸送 I T システム：システムの機能維持
お客さま対応班	お客さま対応の総括，社会インフラの稼働状況および企業等の営業状況の把握

(注) 支社等の事業場については，本社に準じ事業場の長が個別に決める。

本部長の代行者は副社長から選任し，代行順位を決める。

(別表 1 - 3)

中部電力ミライズ本店対策本部の構成および任務

本部長	社長
副本部長※	業務管理・支援本部長, リビング営業本部長, 法人営業本部長, 事業戦略本部長
※副本部長については, 状況および本部長間の協議により決定。	

班 名	任 務
本部統括班	本部の設営・運営, 会議運営, 官庁報告, 関係情報の収集, 本部指令・本部情報の伝達, 管下対策本部との連絡・調整, 従業員等への情報周知, 他の班に属さない事項
厚 生 班	感染防止対策の実施, 救護・衛生活動およびその支援, 休務者の把握, 従業員等およびその同居家族等の感染・感染の疑い・濃厚接触状況の把握, 食糧・寝具の手配, その他従業員等への対策 車両用燃料の給油店への確認, 所要資機材の調達・輸送
対外情報班	対外発表資料の作成および発信, マスコミ対応, 関係各所からの情報収集
設備運用班	各設備: 各設備・状況の把握, 運転要員等の把握, 代替要員の投入・人員融通計画等の立案, 社外協力体制の調整 I Tシステム: システムの機能維持
お客さま対応班	お客さま対応の総括, 社会インフラの稼働状況および企業等の営業状況の把握

(注) 地域営業本部は, 本店に準じ地域営業本部長が個別に決める。

本部長の代行者は各本部長間での協議により決定される本部長とし, 代行順位を決める。

(別表 2)

本店統和本部の構成および任務

本部長	中部電力社長
副本部長	中部電力副社長
	中部電力 P G 社長
	中部電力ミライズ社長

班 名	任 務
本部統括班	本部の設営・運営，会議運営，官庁報告，関係情報の収集，本部指令・本部情報の伝達，各事業会社間の連絡・調整，従業員等への情報周知，他の班に属さない事項
厚生班	感染防止対策の方針検討，救護・衛生活動およびその支援，休務者の把握，従業員等およびその同居家族等の感染・感染の疑い・濃厚接触状況の把握，食糧・寝具の手配，その他従業員等への対策 車両用燃料の給油店への確認，中電ビルの機能保持，その他庶務事項
対外情報班	対外発表資料の作成，マスコミ対応，関係各所からの情報収集
対内情報班	グループ会社との連絡・調整，情報収集 海外事務所等との連絡・調整，情報収集
設備運用班	各設備：各設備・電力系統運用状況の把握，運転要員等の把握，代替要員の投入・人員融通計画等の立案，社外協力体制の調整 調達：所要資機材の調達・輸送 I T システム：システムの機能維持
お客さま対応班	お客さま対応の総括，社会インフラの稼働状況および企業等の営業状況の把握

(注) 本部長の代行者は副本部長から選任し，代行順位を決める。

(別表 3)

指揮命令系統および情報連絡の経路

